

## 岡山市の特定医療費の請求に関する取扱変更について

令和6年1月1日から始まる新しい子ども医療費助成制度として、中学生・高校生等が、特定医療と福祉医療※を併用する場合に限り、自己負担額が無料化されることになりました。

※本制度における「特定医療」とは、小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）・指定難病を総称するものであり、「福祉医療」とは、岡山市の子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療を総称するものです。

つきましては、対象となる受診の際は以下の取扱いによりご対応ください。

- ①中学生・高校生等の特定医療が適用される外来の保険診療で発生する自己負担額は、受診者ではなく岡山市の福祉医療へ請求してください。
- ②窓口での支払額が無料であっても、特定医療の自己負担上限月額管理票には、特定医療に係る自己負担額を記載してください。
- ③レセプトの処理について、特定医療に係る自己負担額は、提出された福祉医療の受給資格証に記載されている公費負担者番号へ請求してください。

### 【制度のイメージ】

令和6年1月1日から  
子ども医療費の助成拡充

	入院	通院
乳幼児	無料	無料
小学生	無料	無料
中学生	無料	1割
高校生等	無料	1割

令和6年1月1日から、特定医療と福祉医療を併用する場合に限り、中高生の外来医療費も無料化します。

#### 特定医療の受給者証

小児慢性特定疾病  
特定医療費(指定難病)  
自立支援医療(育成)  
自立支援医療(精神)  
自立支援医療(更生)

+

#### 福祉医療の受給資格証

子ども医療  
心身障害者医療  
ひとり親家庭等医療

### 【注意事項】

1. 本制度は、令和6年1月1日以降の診療に適用される岡山市独自の制度です。
2. 対象者は岡山市内に住所を有する中学生、高校生等です。中学生、高校生等とは、在学の有無に関わらず、12歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方のことです。
3. 特定医療の受給者証において、認定を受けている治療に係る保険診療のみが対象です。
4. 特定医療の受給者証において、指定されている医療機関で受診した場合のみが対象です。

※岡山県外の指定医療機関で受診された場合や、福祉医療の受給資格証を提出されなかった場合は、特定医療に係る自己負担額を支払っていただく必要がありますが、福祉医療の受給資格証が有効であれば、受診者または保護者が岡山市に医療費給付申請をしていただくことで払い戻されます。

### 【特定医療に関するお問い合わせ先】

小児慢性特定疾病、指定難病、自立支援医療(育成):健康づくり課特定疾病係 TEL 086-803-1271

自立支援医療(精神):こころの健康センター総務係 TEL 086-803-1272

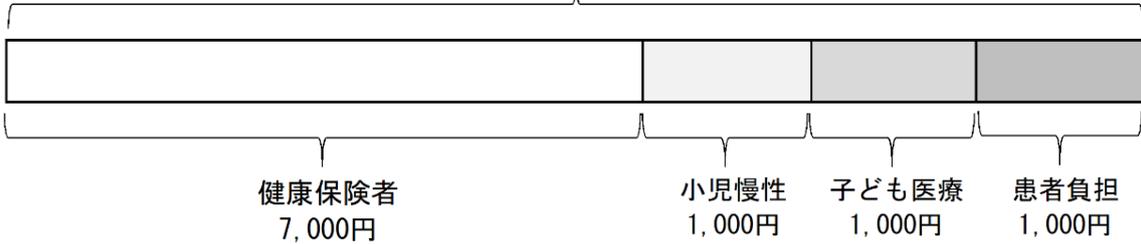
自立支援医療(更生):障害福祉課管理係 TEL 086-803-1235

医療費精算の例

[健康保険] 自己負担割合：3割  
 [小児慢性] 自己負担割合：2割 負担上限月額：5,000円  
 [子ども医療] 自己負担割合：1割 負担上限月額：44,400円

A 【制度適用開始前】

総医療費 10,000円



B 【制度適用開始後】

(令和6年1月1日～)

総医療費 10,000円

従来の患者負担部分は、福祉医療の公費負担者番号へ請求。



レセプト請求のイメージ

公費①	5233****	受給者番号①：*****
公費②	8533****	受給者番号②：*****

①は特定医療、②は福祉医療の番号を入力。特定医療の公費負担者番号へ請求をするには、予め各特定医療機関の担当課へ申請し、指定医療機関の登録をしておく必要があります。

【制度適用開始前】 (上図Aに対応)

療養の給付	請求		決定	一部負担金額
	医療保険	1,000点	点	円
	公費①	1,000点	点	2,000円
	公費②	1,000点	点	1,000円

【制度適用開始後】 (上図Bに対応)

療養の給付	請求		決定	一部負担金額
	医療保険	1,000点	点	円
	公費①	1,000点	点	2,000円
	公費②	1,000点	点	0円

システムの自動計算により制度適用開始前の数値が入力されてしまう場合は、手入力で「一部負担金額」を「0円」に打ち変えてください。